

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月23日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市建築物耐震診断事業補助金交付要綱（平成23年山鹿市告示第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を「次の各号に掲げる耐震診断の区分に応じ、当該各号に定めるとおり」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号中「13万5,000円」を「別表の補助対象経費の額に応じ、同表の補助額に定めるところによる。」に改め、同項第2号中「60万円」を「補助対象経費に10分の9を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、補助金の額は、60万円を上限とする。」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

（単位：円）

補助対象経費	補助額	補助対象経費	補助額
204,000以上	158,000	181,000	150,000
203,000	157,000	180,000	150,000
202,000	157,000	179,000	149,000
201,000	157,000	178,000	149,000
200,000	156,000	177,000	149,000
199,000	156,000	176,000	148,000
198,000	156,000	175,000	148,000
197,000	155,000	174,000	148,000
196,000	155,000	173,000	147,000
195,000	155,000	172,000	147,000
194,000	154,000	171,000	147,000
193,000	154,000	170,000	146,000
192,000	154,000	169,000	146,000
191,000	153,000	168,000	146,000

190,000	153,000	167,000	145,000
189,000	153,000	166,000	145,000
188,000	152,000	165,000	145,000
187,000	152,000	164,000	144,000
186,000	152,000	163,000	144,000
185,000	151,000	162,000	144,000
184,000	151,000	161,000	143,000
183,000	151,000	160,000	143,000
182,000	150,000	159,000以下	補助対象経費に9 10を乗じて得た額 (1,000円未満切捨 て)

備考 補助の対象経費に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助対象経費とする。

様式第2号中

「

補助対象経費	円
--------	---

」

を

「

補助対象経費 (消費税込)	耐震診断に要する費用	円
補助金申請額	別表の補助対象経費に応じた 補助額	円

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。